

令和2年度税制改正に関する要望

ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障害者の利用者並びに国体の競技や学校の教育活動は非課税とするなど、ゴルフ振興にも十分に配慮している。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。また、法人事業税収の一定割合は令和2年度以降、市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。